

秋田県告示第614号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

令和3年12月21日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
県道	川連増田平鹿線	横手市平鹿町醍醐字石成55番2地先から字街道上74番7地先まで

2 供用開始の期日 令和3年12月22日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 横手市旭川一丁目3番41号 秋田県平鹿地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 令和3年12月21日（火）から令和4年1月4日（火）まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条1項に規定する県の休日を除く。）